福祉医療費 受給者証



更新手続きと新規の申し込みを

問い合わせ 社会福祉課☎(866)2093

平成12年7月31日が有効期限の福祉医療費受給者証は、 8月1日付けで更新となります。対象となる受給者証をお 持ちのかたには、7月中旬にお知らせしますので、忘れず に手続きをしてください。

また、下表に該当するかたは、申請すると受給者証が交 付されます。今まで申請をしていなかったかたや、11年度 に所得制限を超えているため該当しなかったかたでも交付 される場合があります。詳しくは社会福祉課にお問い合わ せください。

診療を受ける際、この受給者証を健康保険証と一緒に病 院に提出すると、保険診療の自己負担分が無料になります。

該当要件1 対象者 該当要件2 0歳児~小学校就学前までのお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 6月末に対象年齢拡大のお知らせが届い たかたで、すでに申請を済まされているか 乳幼児 たは改めて手続きする必要はありません。 8月1日から 全員に入院・通院の費用を助成しま 小学校就学前 0・1歳児 す。所得確認があります までのお子さ んが受けられ 入院は全員に助成。通院には所得制 ます 限があります。 所得制限を超え 2歳以上 受給者証をお持ちでないかたのお子 さんが入院する際は申請が必要です 下記の家庭の児童 母子父子家庭 社会保険本人は 18歳に達する日以後の 父母のない家庭 該当しません。 最初の3月31日まで 父または母が1~2級 所得制限あり 程度の身体障害者手 帳を持っている家庭 身体障害者手帳(1~3 重度 社会保険本人の 級)または養育手帳Aを 心身障害(児)者 み所得制限あり 持っているかた 社会保険本人は 65歳以上で、身体障害 高齢 該当しません。 者手帳(4~6級)を持っ 身体障害者 所得制限あり ているかた

ここでいう「社会保険本人」とは、「市町村国民健康保険とその他の国民 健康保険組合以外の健康保険に加入している被保険者」を指します。

11月1日~7日 御所野地区で開催

第123回秋田県種苗交換会 農下商フェア出店者募集

11月1日(水)~7日(火)に開かれる秋田県 種苗交換会で、秋田の地場産品や飲食物を 販売、PRする「農工商フェア」の出店者を 募集します。展示即売小間との重複申し込 みはできませんので、ご注意ください。

対象

秋田市、河辺町および雄和町に住み、 7日間出店できる次のかた(露天商を除く) 農業者

同地区内で営業をしている商工業者

募集 小間数 90小間 (1小間:間口3.6m×奥行き2.7m) 1出店者原則2小間まで

出店料

1 小間27,000円(テント1張、白熱電球1個) 電気配線増設、水道設置等の経費は別途

申込 方法

申込書は、市役所農政課へ直接取 りに来るか、はがきで〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1「種苗交換会 協賛会事務局」に請求してください。

申込書は、7月24日(月)から8月 7日(月)までの平日、午前9時~午後 4時に協賛会事務局に提出してくだ さい。(郵送での提出は8月5日(土) 消印有効分まで)

問い合わせ

秋田県種苗交換会秋田地区協替会事務局 **2**(866)2327

空き地の貸し出しにご注意!

種苗交換会の開催中は、多くの参観者が見込 まれ、露店も多数出店します。露店の出店募集 は、種苗交換会協賛会が行い、暴力団排除を徹 底することにしていますが、空き地を借用して 暴力団関係者が出店する可能性もあります。

空き地や駐車場に開催期間中の借用申し出が あった場合は、警察に相談するなど、空き地の 貸し出しにはご注意ください。

問い合わせ

秋田警察署☎(835)1111 秋田地区協賛会事務局☎(866)2327

秋田市勤労者福祉サービスセンター愛称決定!!



ワーク(work=仕事、働くこと)とパ ル(pal=仲間)を組み合わせました。



応募総数604件の中から選ばれました。今後も勤労 者の福利厚生と、よりよい職場環境をめざします。

名付け親:安東美代子さん(東北綜合警備保障(株)勤務) 働くことを通じて人と人が出会い、仲間が生まれ、助け合っ ていく様子をイメージしました。勤労者の福利厚生を支援する 助け合いのシステム、会員がもっと増えるといいですね。

会員募集中! 現在640事業所 およそ4,700人が加入 月々600円(一人あたり)の会費で、 会社の福利厚生が充実します。祝金や 見舞金などの共済給付事業、生活資金 の貸付事業、娯楽・宿泊施設の割引利 用制度などの福利厚生事業があります。

申し込み ワークパル(秋田市勤労者 福祉サービスセンター) 4 (866) 2114